

長野市勤労者女性会館しなのき指定管理概要について

1 施設の設置目的

しなのきは、長野市における男女共同参画社会推進の拠点として、勤労者と女性が気軽に集い、事業者を含めた市民が多目的に利用できる施設となることが期待されています。

2 指定管理者が行う主な業務

(1) 施設及び設備、備品等の維持管理・安全管理に関すること

- ア 保守管理業務
- イ 清掃業務
- ウ 備品等の貸与、管理、更新等

(2) 施設の運営に関すること

- ア 職員の配置等に関すること
- イ 施設の利用に関すること
- ウ 男女共同参画の推進にかかる事業に関すること

(3) 自主事業に関すること

指定管理者は、施設の管理業務の遂行を妨げない範囲において、事前に長野市と協議の上、自己の責任及び費用負担により施設を活用して自主事業を実施することができます。

(4) 災害発生時の対応業務

- ア 開館時においては、利用者の避難誘導等の安全確保を最優先すること。
- イ 開館時・閉館時を問わず、施設の損壊等の被害を最小限に抑えること。
- ウ 閉館時においては、市民の避難所として使用できるよう、施設の開錠を行うこと。

(5) その他

- ア 働く女性の家（柳町・南部）廃止に伴う業務の移行
令和3年度まで「しなのき及び働く女性の家（柳町・南部）」をグループ化して指定管理業務を実施しましたが、令和4年度以降は「しなのき」の1施設とし、しなのき指定管理業務に働く女性の家事業を含めます。
- イ 長野市男女共同参画センター業務の一部移行
令和4年度より、男女共同参画センターが行っていた各種業務をしなのき指定管理業務に含めます。

3 指定管理者の指定

- (1) 名称 協同組合長野シーアイ開発センター
- (2) 所在地 長野市大字西長野2番地4
- (3) 代表者 代表理事 相馬 豊恒
- (4) 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間